

正 誤

ページ	段	行	誤	正
六二二	改正後欄	九	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
七二〇	改正後欄	一〇	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
八五四	改正後欄	一〇	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
八八四	改正後欄	三	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
九一〇	改正後欄	三	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
九一八	改正後欄	七	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
九二五	改正後欄	七	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。
九二七	改正後欄	五	〇	改正後欄「〇」を「一〇」に読み替える。

九二九ページ改正後欄終りから一六行目は次のとおり誤り。

コ (略)

ク 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合同様を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ル・ロ (略)

リ・リ (略)

ロ (略)

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合同様を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ロ (略)

リ (略)

九一〇一 第九五十七条 第五十八条

正 誤

令和六年三月十一日（号外第五十三号）公布厚生労働省令第三十八号（医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二ページ第四号書式中及び三ページ第四号書式中

ページ 行 誤 正

令和六年三月二十九日（号外第七十九号）公布国土交通省令第三十号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）

五三〇 改正後欄 28 32 (略) 28 32 (略)

七

令和六年三月十五日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十六号（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（印刷誤り）

五三〇 改正後欄 12 12

八九〇 110 であること。 であること。

死 因 の 種 類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } その他の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の }
	外因死	
	12 不詳の死	

は

死 因 の 種 類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }
	外因死	
	12 不詳の死	

の誤り。